

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

また、本工事は、「下関市余裕期間制度活用工事に関する試行要領」に基づき発注者が工事着手日を指定する発注者指定方式により余裕期間を設定した工事であり、「営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」に基づく入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

令和8年(2026年)9月28日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 入札に付する事項

(1) 工事名
(仮称) 火の山屋内展望施設新築建築主体工事

(2) 工事場所
下関市みもすそ川町

(3) 工事概要
本工事は、(仮称) 火の山屋内展望施設の新築建築主体工事を行うもの

(4) 工期（実工期）
令和9年1月4日から令和10年3月17日まで（発注者指定方式）

(5) 設計金額
落札者決定後に公表する。

2 入札参加資格

(1) この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
なお、共同企業体による参加の場合は、共同企業体の構成員のいずれもが、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

入札参加資格の要件	
共通事項	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。 イ 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。 ウ この公告の日から本工事の開札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。 エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。 オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。 カ 共同企業体での参加の場合、本工事における他の共同企業体の構成員ではないこと、かつ、単体企業として参加していないこと。 キ 単体企業での参加の場合、本工事における他の共同企業体の構成員ではないこと。
参加形態	共同企業体（共同施工方式） 又は 単体企業

(2) 共同企業体での参加の場合

(ア)

入札参加資格の要件		
共同企業体	構成	代表構成員及び第1構成員の2者で構成する特定建設工事共同企業体とする。
	出資比率	30%以上

(イ) 共同企業体の代表構成員が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

入札参加資格の要件		
競争入札参加資格	建設工事の種類	建築一式工事
	等級 (総合評点)	A等級(950点以上)
建設業許可		建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
所在地		下関市内に本店があること。
施工実績		平成23年4月1日以降に、元請として、建築(木造を除く、新築、改築又は増築)工事(請負金額1億3000万円以上の公共工事又はPFI法に基づき下関市と事業契約により施工した工事)を施工し、引き渡した実績があること。
配置技術者		建設業法に従い、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。なお、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。また、配置予定の監理技術者等にあつては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料を添付すること。監理技術者の資格及び要件としては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
備考		

(ウ) 共同企業体の第1構成員が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

入札参加資格の要件		
競争入札参加資格	建設工事の種類	建築一式工事
	等級 (総合評点)	A等級(950点以上) B等級(750点以上950点未満)
建設業許可		建築一式工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
所在地		下関市内に本店があること。
施工実績		平成23年4月1日以降に、元請として、建築一式工事(請負金額6000万円以上の公共工事又はPFI法に基づき下関市と事業契約により施工した工事)を施工し、引き渡した実績があること。
配置技術者		建設業法に従い、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。ただし、配置予定の監理技術者等にあつては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料を添付すること。監理技術者の資格及び要件としては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
備考		

(3) 単体企業での参加の場合

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

入札参加資格の要件		
競争入札 参加資格	建設工事の種類	建築一式工事
	等級 (総合評点)	A等級（950点以上）
建設業許可		建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
所在地		下関市内に本店があること。
施工実績		平成23年4月1日以降に、元請として、建築（木造を除く、新築、改築又は増築）工事（請負金額2億6000万円以上の公共工事又はPFI法に基づき下関市と事業契約により施工した工事）を施工し、引き渡した実績があること。
配置技術者		建設業法に従い、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。なお、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。また、配置予定の監理技術者等にあつては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料を添付すること。監理技術者の資格及び要件としては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
備考		

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

下関市総務部契約課 (所在地) 下関市南部町1番1号 本庁舎西棟3階
(Tel) 083-231-1761 (Fax) 083-231-2430

(2) 日時

令和 8年 9月28日 (月)	9:00	から
令和 8年10月30日 (金)	16:30	まで

なお、令和8年6月1日以降、技術提案資料ほか紙文書を契約課に持参する場合の受付時間は、9時から16時30分までとする。

4 入札参加手続等

(1) 入札参加申請方法

下関市電子入札システムを使用すること。

共同企業体での参加の場合は、代表構成員が共同企業体名で申請すること。

申請に当たっては、次表の提出欄において○が付されている書類を添付すること。ただし、共同企業体協定書及び委任状については総務部契約課に代表構成員が持参し提出すること。

事後審査欄において○が付されている書類は、事後審査とする。

提出	事後審査	書類		
○		入札参加確認申請書添付用		
	○	【共同企業体】	代表構成員	同種・同規模工事等の施工実績調書（様式第2号）
	○			配置予定技術者の資格・工事等経験調書（様式第3号）
	○	【共同企業体】	第1構成員	同種・同規模工事等の施工実績調書（様式第2号）
	○			
	○	【単体企業】		同種・同規模工事等の施工実績調書（様式第2号）
	○			配置予定技術者の資格・工事等経験調書（様式第3号）
○		共同企業体協定書（共同企業体での参加の場合のみ）		
○		委任状（共同企業体での参加の場合のみ）		
(事後審査について)				
開札後、落札候補者の通知を受けた者は、別途指定する期限までに、事後審査に係る書類をファクシミリにて上記3に送付すること。				
期限までに提出がない場合、又は審査の結果入札参加資格に該当しないことが判明した場合は、失格とする。				

- (2)

入札参加申請期間

令和 8 年 9 月 2 8 日 (月)

9 : 0 0

から

令和 8 年 1 0 月 1 9 日 (月)

1 7 : 0 0

まで
- (3)

入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、申請書提出締切以降、次の日時までに通知する。

令和 8 年 1 0 月 2 0 日 (火)

1 7 : 0 0

まで
- (4)

設計図書の入手先

設計図書は、入札情報公開システムからダウンロードすること。
- (5)

質問の方法

本工事内容の質問は、下関市電子入札システムを使用すること。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に提示する。

質問の期限は、次の日時とする。

令和 8 年 1 0 月 2 1 日 (水)

1 7 : 0 0

まで

5 入札方法等

- (1)

入札方法

下関市電子入札システムを使用すること。
- (2)

工事費内訳書

工事費内訳書	提出を要する。
工事費内訳書提出に係る注意事項	工事費内訳書の様式は、入札情報公開システムよりダウンロードすること。 工事費内訳書は、下関市電子入札システムを使用し、入札書に添付して提出すること。 工事費内訳書の提出がない場合、又は工事費内訳書に不備がある場合は、その者のした入札を無効とする。
- (3)

入札保証金

下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。
- (4)

入札書の提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 8 日 (水)

8 : 3 0

から

令和 8 年 1 0 月 3 0 日 (金)

1 7 : 0 0

まで
- (5)

再度入札

再度入札の実施回数	2 回まで
再度入札を実施する場合の入札方法等	再度入札は、別途通知において指定する期限までに下関市電子入札システムを使用して行うこと。 再度入札においては、工事費内訳書の提出は不要とする。 初度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、再度入札に参加できないものとする。2 回目の再度入札においては、1 回目の再度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、参加できないものとする。

6 落札者の決定方式等

落札者決定方式	価格競争										
最低制限価格	最低制限価格を設定する。 最低制限価格に満たないものは落札外とする。 最低制限価格は、下関市最低制限価格制度実施要領のうち、次表の適用欄において○が付された規定により算出した価格とする。 <table><tr><th>適用</th><th>適用規定</th></tr><tr><td></td><td>第 4 条第 1 号（土木系）</td></tr><tr><td>○</td><td>第 4 条第 2 号（営繕系）※現場管理費相当額は同号アの規定</td></tr><tr><td></td><td>第 4 条第 2 号（営繕系）※現場管理費相当額は同号イの規定</td></tr><tr><td></td><td>第 4 条第 3 号（特殊な機械・電気設備工事、解体工事等）</td></tr></table>	適用	適用規定		第 4 条第 1 号（土木系）	○	第 4 条第 2 号（営繕系）※現場管理費相当額は同号アの規定		第 4 条第 2 号（営繕系）※現場管理費相当額は同号イの規定		第 4 条第 3 号（特殊な機械・電気設備工事、解体工事等）
適用	適用規定										
	第 4 条第 1 号（土木系）										
○	第 4 条第 2 号（営繕系）※現場管理費相当額は同号アの規定										
	第 4 条第 2 号（営繕系）※現場管理費相当額は同号イの規定										
	第 4 条第 3 号（特殊な機械・電気設備工事、解体工事等）										

7 開札日時等

開札日時	令和 8 年 1 1 月 2 日 (月) 9 : 0 0
開札場所	下関市役所本庁舎西棟 3 階 総務部契約課
積算内容確認	落札決定保留後、入札情報公開システムに予定価格等を掲載するので、積算内容の確認を行う場合は、下関市ホームページ「工事入札発注掲示板」の「様式集」から「建設工事等における積算内容確認依頼書」をダウンロードし、総務部契約課に持参（落札決定が保留された日から起算して 3 日（休日を除く）以内。）すること。

8 その他

ア	入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を総務部契約課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
イ	上記アに対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
ウ	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市工事等請負契約入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
エ	入札参加者が開札日までに入札参加資格を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
オ	入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
カ	落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
キ	上記エ、カの入札参加資格に係る下関市建設工事競争入札参加者総合評点又は総合評定値通知書の総合評定値については、参加承認可否通知後の変動に関わらず通知時の当該評点又は当該評定値をもって入札参加可否決定の当該評点又は当該評定値とする。
ク	入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン）を使用しないこと。
ケ	「直接かつ恒常的な雇用関係」を明示することのできる資料を提出する際は、原則として、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目は、マスキングを施すこと。 なお、資料の例は以下のとおり。（いずれも写し可） 監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書 等
コ	入札参加資格として求める施工実績及び配置技術者の施工経験において、P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき下関市と事業契約により施工した工事については、その実績がコリンズ（工事实績情報システム）に登録してあること。
サ	施工実績について、コリンズ（工事实績情報システム）に登録された受注に対応した建設業許可業種のほか、発注機関による建設工事発注証明書類の提出があった場合は、その建設業許可業種についても施工実績に含めるものとする。
シ	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、建設労働者の確保や建設資材の調達等を行うことができる <u>余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）</u> である。余裕期間内は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配及び書類作成等の準備を行うことはできるが、測量、現場への資材の搬入及び仮設物の設置等の準備を含め、工事に着手してはならない。 なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 <u>実工期：令和 9 年 1 月 4 日から令和 1 0 年 3 月 1 7 日まで</u> （余裕期間：契約締結日の翌日から工事着手日の前日まで） 上記の工期の始期日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
ス	本工事に係る請負契約については、市議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。本工事の請負契約締結議案の上程は、令和 8 年 1 2 月議会を予定している。